

感染症罹患時の提出書類について

平素は本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

今回、神戸市医師会と協議の上、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については他の感染症と区別し、「インフルエンザ・新型コロナによる欠席期間の報告書」を使用するようこの通知が神戸市教育委員会よりありました。なお、インフルエンザ以外の感染症については、今まで通り「インフルエンザ・コロナ以外用 登校（園）許可書」を使用してください。

下記の説明をお読みいただき、ご対応いただくようお願いいたします。

ご質問などあれば、学校までお問い合わせください。

記

1. 「インフルエンザ・新型コロナによる欠席期間の報告書」について

- ・ 保護者が記入して、学校に提出するものです。（報告書記入のための再診は必要ありません。）
- ・ 報告書は、本校からお渡しすることも可能ですし、本校のホームページから印刷することもできます。

※ただし、欠席期間が発症した翌日より4日以内及び8日以上の場合は、学校からお渡しする「インフルエンザ用の登校（園）許可書」を医療機関に持参し、作成してもらってください。

2. 百日咳・麻しん（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜炎（プール熱）罹患時に使用する「登校（園）許可書」について

- ・ 保護者が医療機関に登校（園）許可書を持参し、記入してもらってください。
- ・ 神戸市医師会に加盟していない医療機関では、文書を無料で作成いただけないところもあります。その場合は、保護者が医師の指示内容を書面等で学校に報告してください。
- ・ 許可書は、本校からお渡しすることも可能ですし、本校のホームページから印刷することもできます。